

保護者のみなさんへ

三浦市 保健福祉部 子ども課

### 令和8年度保育料納付についてお願い

令和8年度保育料を別紙のとおり決定しました。

つきましては、下記の日程により口座振替をしますので、口座の残額等を御確認いただき、振替ができないことがありませんよう、よろしくお願いいたします。

尚、公立の保育所及び認定こども園ご利用の場合は、直接園への支払となります。別紙決定通知を園へ提示し、支払方法は園の指示に従ってください。

また、口座登録がお済みでない方は、三浦市役所子ども課にて、お手続きを進めてください。

なお、令和8年度三浦市保育料徴収基準額表は、裏面のとおりです。

#### 記

月分	口座振替日（納期限）
4月分	令和 8年 4月30日
5月分	令和 8年 6月 1日
6月分	令和 8年 6月30日
7月分	令和 8年 7月31日
8月分	令和 8年 8月31日
9月分	令和 8年 9月30日
10月分	令和 8年 11月2日
11月分	令和 8年11月30日
12月分	令和 9年 1月 4日
1月分	令和 9年 2月 1日
2月分	令和 9年 3月 1日
3月分	令和 9年 3月31日

（事務担当）三浦市保健福祉部子ども課

三浦市城山町1-1

電話 046-882-1111 内線366・367

## 保 育 料 に つ い て

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の市民税所得割額（両親等の合算）又は前年分所得税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

4月分～8月分に関しては令和7年度。9月分以降に関しては令和8年度の課税額にて決定します。  
また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

**なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。**

令和8年度三浦市保育料徴収基準額表

階 層 区 分	定 義	保 育 料 (月 額) 円			
		(0才児～2才児)		(3才児～5才児)	
		標 準	短 時 間	標 準	短 時 間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び里親世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	15,000	14,800	0	0
第4階層	市民税所得割額 48,600円以上 ～ 97,000円未満	26,000	25,600	0	0
第5階層	市民税所得割額 97,000円以上 ～ 169,000円未満	41,000	40,400	0	0
第6階層	市民税所得割額 169,000円以上 ～ 301,000円未満	55,000	54,100	0	0
第7階層	市民税所得割額 301,000円以上 ～ 397,000円未満	64,000	63,000	0	0
第8階層	市民税所得割額 397,000円以上	73,000	71,800	0	0

注1 同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園などを利用している場合は、最も年齢が高い児童については基準額、その次に年齢が高い児童については半額、それ以外の児童については0円となります。(平成29年4月より、第2階層については、第2子以降無料となりました)

注2 第2、第3及び第4階層の一部の該当者で、母子・父子家庭世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は、別に定めた保育料となります。

母子・父子家庭又は在宅障害児(者)のいる世帯

第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	9,000	9,000	0	0
第4階層	上記第4階層のうち、市民税所得割77,101円未満	9,000	9,000	0	0

### ●平成28・29年度からの利用者負担軽減措置について

平成28年及び平成29年4月より一定所得以下の多子世帯及び母子・父子家庭又は障害児(者)のいる世帯に対して保育料が軽減されました。軽減内容は下記のとおりです。

#### ①多子世帯

保護者の市民税所得割額の合算が57,700円未満である場合について、第2子を半額、第3子以降を無料とする特例措置の、算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃します。(同一生計に限る)

#### ②母子・父子家庭又は障害児(者)のいる世帯

保護者の市民税所得割額の合算が77,101円未満である場合について、第1子を半額。第2子以降を無料とします。